川越市中福ふるさとの緑の景観地保全計画<概要版>

1 概要

川越市中福ふるさとの緑の景観地は、入間郡下の平地林の中で最も多く残っている部分の一角を占める位置にある。

林内はアカマツ、コナラが大部分を占めているほかエゴノキ、アカシデ、ネジキ等も所々見られるほか、落ち葉掃きや下草刈りは今もなお行われており、手入れが行きとどいたふるさと 埼玉を象徴する樹林地である。

2 現地調査結果

この地域で確認された動植物は、樹林性の種や市街地近郊、農耕地周辺に見られる種など多様であった。

緑被状況の経年変化に大きな変動はないものの、樹林地の減少と市街地等の増加の傾向が認められた。

3 指定地の状況等

この景観地は昭和 54 年度に入間郡下の平地林の中で最も多く残っている部分の一角を占める位置にあり、典型的な武蔵野の雑木林としての景観をとどめた本県有数のふるさとを象徴する緑として 1 7 ha を指定している。

市街化の進行が著しい中で、継続した協定締結箇所は保全が図られており、従来から継続している緑の管理協定制度は、景観地保全に重要な効果があると判断できる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

都市と自然環境との調和のとれた空間を形成し、武蔵野の面影を残す雑木林をかけがえ のない財産として、次の世代に引き継いでいくため、まとまった樹林地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地の適切な維持管理や荒廃した樹林地・放棄された遊休農地を再生していくなど、 土地所有者や地域住民等と協働した取組みを進めていく。

(3) 緑との共生

市民共有の財産として行政と市民と企業が協働した緑地保全・緑化に関する仕組みづくりを推進することにより、緑豊かな地域らしさを特徴とするまちづくりを進めていく。

5 配置方針

(1) 緑の保全・再生区域

武蔵野の面影を残す貴重な緑地を保全するとともに、市民・事業者・民間団体・行政の 協働による緑地の適切な維持管理や荒廃した樹林地の再生、遊休農地の利活用など緑を再 生する区域

(2) 緑との共生区域

地域住民の住宅地緑化や民間企業等の業務施設の緑化などを図り、緑豊かな地域らしさを創出するとともに、隣接する樹林地と緑のネットワーク形成を構築することにより、周辺環境と調和したまちづくりを進める区域

6 施策方針

(1) 緑の保全・再生区域

1 緑地保全

「ふるさとの雑木林」として未来に残し育てていくシンボルとして位置づけ、現行の緑の管理協定制度の継続のほか、土地利用規制の強化や雑木林の落ち葉を肥料として利用する環境保全型農業の普及促進など、首都近郊に残る緑地を保全する取り組みを展開することにより、武蔵野の面影を残す雑木林をかけがえのない財産として次世代に引き継いでいく。

② 緑の再生及び維持管理

行政と地域住民・事業者等が協働して良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼 玉の緑を守り育てる条例による継続した取組みのほか、枯損木や倒木の除去、ササや低 木の刈り込み、落ち葉を堆肥として利用する環境保全型農業の普及などの維持管理に関 する取り組みを展開していく。

また、市民、事業者、民間団体、行政が連携して行う環境保全活動の支援や官民協働による仕組みづくりを行い、緑に携わる人のネットワーク形成を図っていく。

(2) 緑との共生

1 活用

市民や民間団体と協働して、自然観察やネイチャーゲーム等の活動を通じ、環境学習の場としてふるさとの雑木林の活用を図る。

2 創出

景観地内に残る保全区域の雑木林を「ふるさとの雑木林」として未来に残し育てていくシンボルとして位置づけ、樹林地に近接した緑豊かな地域らしさを創出するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化の推進を図っていく。

川越市中福ふるさとの緑の景観地保全計画区域図 指定地 緑の保全・再生区域 緑との共生区域 植生図凡例